

短期入所生活介護契約書

様 (以下「利用者」といいます)と第二八丈

老人ホーム(以下、「事業者」といいます)は、事業者が利用者に対して行う短期入所生活介護について、次のとおり契約します。

第1条 (契約の目的)

事業所はその利用者に対し、介護保険法令の趣旨にしたがって、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営む事が出来るよう短期入所生活介護を提供し、利用者は事業者に対し、そのサービスに対する料金を支払います。

第2条 (契約期間)

- 1 この契約の契約期間は令和 年 月 日から利用者の要介護認定または要支援認定の有効期間満了日までとします。
- 2 契約期間中の利用期間は【契約書別紙】の通りです。
- 3 利用者は利用開始予定日から7日間以上の猶予をおいて、事業者に対し利用期間の変更を申し入れる事が出来ます。また、利用者は、契約期間中であれば、短期入所生活介護の追加利用を申し込む事が出来ます。これに対し、事業者は病気又は居室が確保できないなど正当な理由がない限りこれを断れません。
- 4 利用者は、利用開始日の午前9時以降に入所し、利用終了日の午後5時までに退所するものとします。上記時間で都合の悪い方は相談に応じます。
- 5 利用者は契約期間満了日からの次の要介護認定の有効期間満了日までの期間を契約期間として契約を更新する事が出来ます。この場合、契約期間満了日までに更新後の契約期間中の利用期間を登録するものとします。ただし、他の利用者の登録により、すでに定員に達している期間を含めた利用期間は登録できません。

第3条 (短期入所生活介護計画)

利用期間が4日以上の場合、事業者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて「居宅介護サービス計画」に沿って「短期入所生活介護」を作成します。
事業者はこの「短期入所生活介護計画」の内容を利用者及びその家族に説明します。

第4条 (短期入所生活介護の提供場所、内容)

- 1 短期入所生活介護の提供場所は第二八丈老人ホームです。住所地及び設備の概要は【契約書別紙】の通りです。
- 2 利用者が利用できるサービスの種類は【契約書別紙】の通りです。事業者は【契約書別紙】に定めた内容について、利用者及びその家族に説明します。
- 3 事業者は利用者の希望、状況などに応じて、第2項に定める各種サービスを適切に提供します

- 4 事業者は「短期入所生活介護計画」が作成されている場合には、当該計画に沿ってサービスを提供します。
- 5 事業者はサービス提供にあたり、利用者又は他の利用者などの生命又は身体保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束は行いません。
- 6 利用者はサービス内容の変更を希望する場合には、事業者に申し入れる事が出来ます。その場合、事業者は可能な限り利用者の希望に沿うようにします。

第5条 (サービス提供の記録)

- 1 事業者は短期入所生活介護の実施終了後、サービス内容等を書面に記載し、サービスの終了時に利用者の確認を受ける事とします。
- 2 利用者に同居の家族が居る場合、事業者は短期入所生活介護の実施終了後、実施したサービス内容等をその家族に説明します。
- 3 事業者はサービス提供記録を作成する事とし、短期入所生活介護の終了後2年間保管します。
- 4 利用者は事業者の営業時間内にその事業所にて、第2項のサービス提供記録を閲覧出来ます。
- 5 利用者は当該利用者に関する第2項のサービス提供記録の複写物の交付を受ける事が出来ます。

第6条 (料金)

- 1 利用者はサービスの対価として【契約書別紙】に定める利用単位ごとの料金をもとに計算された合計額を短期入所生活介護の利用毎に支払います。
- 2 事業者は料金の合計額の請求書に明細を付けて、翌日20日までに利用者へ通知します。
- 3 利用者は料金の合計額を利用終了後、月末でしめ翌月末日までに（現金払い、口座振替、口座振込みの方法で）支払います。

第7条 (利用開始前のサービス中止)

- 1 利用者は事業者に対して、利用開始予定日の前日午後5時までに通知する事により、料金を負担することなくサービス利用を中止する事が出来ます。
- 2 利用者が利用開始予定日の前日午後5時までに通知することなくサービスを中止を申し出た場合は、事業者は利用者に対して【契約書別紙】に定める計算方法により1日分の利用料の全部又は一部を請求できる事が出来ます。この場合、事業者は明細を付した請求書を利用者に交付し、利用者は請求書の交付を受けてから30日間以内に（現金払い、口座振替、口座振込みの方法で）支払うものとしします。

第8条 (利用期間の中止)

- 1 利用者は事業者に対して申し出ることにより、利用期間中でも退所する事が出来ます。この場合の料金は実際に退所までの日数を基準に計算します。
- 2 事業者は利用者の体調が良好でなく施設での生活に支障があると判断した場合

利用期間中でもサービスを中止する事が出来ます。この場合の取り扱いについては【契約書別紙】に記載したとおりです。

3 第1項、第2項に定めるほか、利用期間中に利用者が入院した場合、短期入所生介護は終了となります。この場合の料金は入院日までの日数を基準に計算します。

第9条 (料金の変更)

- 1 事業者は利用者に対して、一ヶ月前までに文書で通知する事により利用料及び食費などの単価の変更（増額又は減額）を申し入れる事が出来ます。
- 2 利用者が料金の変更を承諾しない場合、事業者に対し、文書で通知する事によりこの契約を解約する事が出来ます。

第10条 (契約の終了)

- 1 利用者は現にサービスを利用している期間を除き、事業者に対して文書で通知する事により、いつでもこの契約を解約する事が出来ます。
- 2 事業者はやむを得ない事情がある場合、利用者に対して、一ヶ月間の予告期間において理由を示した文書で通知する事により、この契約を解約する事が出来ます。
- 3 次の事項に該当した場合は、事業者は利用者に対して文書で通知する事により、直ちにこの契約を解約する事が出来ます。ただし、利用者が現にサービスを利用している期間中は、14日間の予告期間をおきます。
 - ① 利用者が事業者に支払うべきサービス利用料金を正当な理由なく2ヶ月間遅延し、料金を支払うよう催促したにもかかわらず30日間以内に支払われない場合。
 - ② 利用者又はその家族が、事業者やサービス従事者又は他の利用者に対して、この契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合。
- 4 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。
 - ① 利用者が他の介護保険施設に入所した場合。
 - ② 利用者の要介護認定区分が、非該当と認定された場合。
 - ③ 利用者が死亡した場合。

第11条 (秘密保持)

- 1 事業者及び事業者の使用するものは、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この秘密義務は契約終了後も同様です。
- 2 事業者は利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議において当該家族の個人情報を用いません。
- 3 事業者は利用者の家族から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議において当該家族の個人情報を用いません。

第12条 (賠償責任)

事業者はサービス提供にともなって、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命、身体、財産に及ぼした場合は、利用者に対しその損害を事業所の加入している

全社協の施設の損害賠償及び東社協の介護事業者総合保険で賠償します。

第13条 (緊急時の対応)

事業者は短期入所生活介護の提供を行っている時に利用者の病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は予め届けられた連絡先へ可能な限り速やかに連絡するとともに医師に連絡を取る等必要な措置を講じます。

第14条 (連携)

- 1 事業者は短期入所生活介護の提供にあたり、介護支援専門員及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者と密接な連携に努めます。
- 2 事業者はこの契約の写しを介護支援専門員に速やかに送付します。
- 3 事業者はこの契約の内容が変更された場合、又は契約が終了した場合は、その内容を記した書面の写しを速やかに介護支援専門員に送付します。

第15条 (相談・苦情対応)

事業者は利用者からの相談、苦情に対する窓口を設置し、短期入所生活介護に関する利用者の要望、苦情に対し迅速に対応します。

第16条 (本契約に定めのない事項)

- 1 利用者及び事業者は、信義誠実をもってこの契約を履行する物とします。
- 2 この契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定める所を尊重し、双方が誠意を持って協議のうえ定めます。

第17条 (裁判管轄)

この契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者及び事業者は利用者の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることを予め合意します。

この契約書は締結を証する為、本書2通を作成し、利用者、事業者が署名捺印の上、1通ずつ保有するものとします。

【契約書別紙】

○サービス提供担当者

第二八丈老人ホーム 短期入所生活介護担当者 奥山 恵
Tel 04996-2-0770

○短期入所生活介護の内容

ご利用場所 第二八丈老人ホーム

ご利用期間 ①令和 年 月 日から令和 年 月 日

②令和 年 月 日から令和 年 月 日

③令和 年 月 日から令和 年 月 日

入所時間：ご利用開始日の午前9時から午後5時

退所時間：ご利用終了日の午前9時から午後5時

○ご利用可能設備など 居室 多床室（4人・2人）、個室

食堂

機能訓練室

診察室

浴室（リフト浴、特殊浴）

多目的ホール

○食事

朝食 7：30～9：30

昼食 11：30～13：30

夕食 17：30～19：30

食事は、原則として食堂をご利用いただきます。

○入浴

原則として、週に2回入浴ができます。ただし状態により清拭となる場合があります。

○介護

状態に応じた適切なサービスを提供いたします。

- ・ 着替え介助
- ・ 排泄介助
- ・ オムツ交換
- ・ 施設内移動の付き添い
- ・ 体位交換、シーツ交換
- ・ 食事介助
- ・ 投薬、歯磨きなど
- ・ 機能訓練 訓練室において行います。
- ・ 健康管理 短期入所生活介護の初日に簡単な健康チェックを行います。
- ・ 理美容 毎月1回、理容又は美容サービスを実施しております。

○短期入所生活介護ご利用の中止

① 利用開始予定日以前の中止

入所前に利用者の都合でサービスを中止する場合、下記のキャンセル料がかかります。

- ・入所日の前日午後 5 時までにご連絡いただいた場合・・・無料
- ・入所日の前日午後 5 時までにご連絡がなかった場合・・・1 日利用料の 10%
- ・当日を過ぎても連絡がない場合・・・全額

② 利用期間中の中止

以下の事由に該当する場合、利用期間中でもサービスを中止し、退所していただく場合があります。

- ・利用者が中途退所を希望した場合
- ・入所日の健康チェックの結果、体調が悪かった場合。
- ・利用中に体調が悪くなった場合。
- ・他の利用者の生命又は健康に重大な影響を与える行為があった場合。

上記の場合に必要な場合は、家族又は緊急連絡先へ連絡するとともに、速やかに主治医又は歯科医師に連絡を取る等、必要な措置を講じます。又、料金は退所日までの日数を基準に計算します。

緊急連絡先

氏名	氏名
住所	住所
電話番号(携帯)	電話番号 (携帯)
続柄	続柄

主治医

病院又は診療所名
医師名
住所
電話番号

○相談、要望、苦情の窓口

短期入所に関する相談、要望、苦情などはサービス提供責任者か下記相談窓口まで申し出て下さい。

☆サービス相談窓口☆ 担当 第二八丈老人ホーム 短期入所生活介護 奥山 恵
電話番号 04996-2-0770

事業者

事業者名 第二八丈老人ホーム
事業者番号 短期入所生活介護 東京都：1370300269
住所 東京都八丈島八丈町大賀郷7670-1
代表者名 第二八丈老人ホーム 施設長 笹本 義忠

短期入所生活介護重要事項説明書

(令和6年4月1日現在)

1 当施設が提供するサービスについての相談窓口

電話 04996-2-0770 (午前8時30分～午後5時30分)

担当 短期入所生活介護 奥山 恵

2 特別養護老人ホーム「第二八丈老人ホーム」の概要。

施設名称 第二八丈老人ホーム
所在地 東京都八丈島八丈町大賀郷7670-1
介護保険事業者番号 短期入所生活介護 (東京都1370300269)

同施設の職員体制

職種	職員数
施設長	1名
医師	1名 (嘱託医)
生活相談員	1名 兼務1名
介護支援専門員	1名以上
介護職員	41名以上 (常勤換算)
看護師	5名以上
機能訓練指導員	1名以上
栄養士	1名以上

3 サービス内容

食事・入浴・介護・機能訓練・生活相談・健康管理・美容サービスなど

4 利用料金

基本的な料金

A表とB表の該当する事項に合わせた保険給付部分の自己負担割合に応じた金額となります。B表の所得段階は、区市町村の「介護保険負担限度額認定書」の提示により確認します。この提示がない場合は、第4段階での料金となります。

A表 (介護費1割負担の場合 単価:円)

介護度	多床室 (連続61日以上の場合)	個室 (連続61日以上の場合)
自立	別途	別途
介護度1	603 (573)	603 (573)
介護度2	672 (642)	672 (642)

介護度3	745	(715)	745	(715)
介護度4	815	(785)	815	(785)
介護度5	884	(854)	884	(854)

B (食費・滞在費、単価：円)

所得段階	食費	滞 在 費	
		多床室	個 室
第1段階	300	0	380
第2段階	600	430	480
第3段階①	1,000	430	880
第3段階②	1,300	430	880
第4段階	1,445	915	1,231

加算一覧

- ① 看護体制加算 40 円/日 ② 夜勤職員配置加算 I 130 円/日
- ③ サービス提供体制加算 (Ⅲ) 60 円/日
- ④ 介護職員等処遇改善加算 II (介護報酬の 13.6%)
- ⑤ 緊急短期入所受入加算・900 円/日 (7 日を限度※やむを得ない場合は 14 日を限度。)
- ⑥ 送迎加算 184 円/回

送迎

心身状況等から送迎が必要と認められる利用者に対して送迎を行う場合は、片道につき加算一覧の金額をお支払下さい。

その他の料金

理容・美容費は別途料金になります。

介護予防短期入所生活介護の費用 (介護費 1 割負担の場合、単価：円)

区 分	多床室 (連続 31 日以上の場合)	個 室 (連続 31 日以上の場合)
要支援 1	451 (442)	451 (442)
要支援 2	561 (548)	561 (548)

左記の他に、上記 B 表に定める食費・滞在費を頂きます。又、加算一覧表ご利用に応じて③～⑧の加算があります。

(1) キャンセル料

入所前に利用者様のご都合でサービスを中止する場合には、下記のキャンセル料をご負担下さい。

- 1 入所日の前日午後 5 時までにご連絡いただいた場合・・・無料

- 2 入所日の前日午後5時までにご連絡がなかった場合・・・1日利用料の10%
- 3 当日を過ぎても連絡がない場合・・・全額
- 4 利用期間中の中止

利用期間中にサービスを中止して退所する場合、退所日までの日数を基に計算しています。

※以下の事由に該当する場合、利用期間中でもサービスを中止し退所して頂く場合があります。

- ・ 利用者が中途退所を希望した場合。
- ・ 入所日の健康チェックの結果、体調が悪かった場合。
- ・ 利用中に体調が悪くなった場合。
- ・ 他の利用者の生命又は健康に重大な影響を与える行為があった場合。

5 サービス利用方法

サービスの利用申し込み…まずは、電話などでお申し込み下さい。

ご利用期間決定後、契約を締結いたします。尚、ご利用の予約は6ヶ月前から出来ます。

※ 居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談下さい。

退所の手続き

- ① 利用者のご都合でサービス利用契約を終了する場合、実際に短期入所生活介護をご利用中でなければ、文書での申し出によりいつでも解約できます。この場合、その後の予約は無効となります。
- ② 自動終了
以下の場合、双方の通知がなくても自動的に契約を終了し、予約は無効となります。
 - ・ 利用者が介護保険施設に入所した場合。
 - ・ 介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が非該当と認定された場合。※この場合に限り、予約を有効にしたまま、契約条件を変更して再度契約する事が出来ます。
 - ・ 利用者がお亡くなりになった場合。

その他

利用者が、サービス利用料金の支払を2ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催促しにもかかわらず30日以内に支払わない場合、または利用者やご家族などが当施設や当施設の従業員に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合、または、やむを得ない事情により施設を閉鎖もしくは縮小する場合は、事前に文書で通知する事により、サービス利用契約を終了させていただく事がございます。尚、この場合、契約終了後の予約終了後の予約は無効となります。

6 当施設のサービスの特徴等

運営の方針

多様化する利用者のニーズに合わせてホームの機能を有効に発揮できる運営を目指す。

サービス利用のために

- ・職員への研修を実施しています。
- ・サービスマニュアルの作成も行っています。等

施設利用に当たっての留意事項

- | | |
|-----------|--|
| ・面会 | 午前9時～午後8時30分 |
| ・外出 | 医務と相談の上、決定。 |
| ・飲酒 | 医務と相談の上、決定。 |
| ・喫煙 | 施設敷地内禁煙となっています。 |
| ・設備・器具の利用 | 可（事前に相談必要） |
| ・所持品の持ち込み | 制約あり |
| ・施設外での受診 | 可 |
| ・宗教活動 | 不可 |
| ・ペット | 不可 |
| ・金銭・貴重品 | 基本的にはお預かりしません。
利用時の所持もなるべくお控え下さい。
※紛失などのトラブルがあっても責任は負いません。 |

7 緊急時の対応方法

利用者に容態の悪化などがあつた場合は、医師に連絡する等必要な処置を講ずる他家族の方に速やかに連絡いたします。

8 非常時災害対策

防火設備・・・消防法令に基づき消火設備、非常放送設備、災害・非常時に備えて必要な設備を設けています。

防災訓練・・・毎月実施

防災責任者・・・笹本 義範

9 ハラスメントの防止

別途定めるハラスメント防止規定により、職員は勤務場所等において他の職員及び利用者等に対し、相手方の望まない言動により、それに対する相手方の対応によって業務遂行上で一定の不利益あるいは就労環境を悪化させる行為をしてはならない。

10 虐待防止の為の措置

事業者は虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する担当者の設置及び定期的な委員会の開催（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 研修の実施
- (4) 従事者に対する委員会結果の周知

11 感染症対策の強化

事業所において感染症等が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 感染症等の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）を定期的開催すると共に職員に周知徹底を図ること
- (2) 感染症等及びまん延防止のための指針を整備する
- (3) 感染症等及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施する

12 業務継続計画の策定

感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。

- (1) 事業所は、職員に対し業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する
- (2) 事業所は、定期的業務改善計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うこと。

13 利用者等の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況等

第三者評価とは、介護保険法に基づき、第三者機関に評価を依頼し事業者が運営する施設の質を客観的に評価する仕組みである。サービスの質の向上及び利用者に対する情報提供を行うとともに、公表することにより利用者本位の福祉の実現を目指します。

第三者による評価の実施状況

- (1) 実施の有無 有・無（三年に一回実施）
 - (2) 実施年月日(直近実施日) 令和 年 月 日
 - (3) 実施した評価機関 有限会社 TCP
 - (4) 評価結果の開示状況
「介護サービス情報公表システム」において情報を公表。
西館エントランスに掲示及び結果を郵送にて周知
利用者アンケート・利用者等の意見等を把握する体制の状況
-
- (1) 実施の有無 有・無（毎年実施） 意見箱の設置 有
 - (2) 実施年月日(直近実施日) 令和 年 月 日
 - (3) 実施した評価機関 有限会社 TCP
 - (4) 評価結果の開示状況
西館エントランスに掲示及び結果を郵送にて周知

サービス内容に関する相談、苦情などの窓口

(1) 事業所の窓口

事業所相談窓口	電話番号	04997-2-0770
	受付時間	8時30分時から5時30分
	担当者名	奥山 恵 (ショートステイ担当相談員)

(2) その他苦情申立の窓口

苦情受付機関	社会福祉法人養和会 第三者委員会 笹本 長利 (たけとし) 氏	電話 090-4747-7270
	社会福祉法人養和会 第三者委員会 佐々木 百子 (ももこ) 氏	電話 090-4382-2306
	八丈町福祉健康課・高齢福祉係	電話 04996-2-5570

当法人の概要

名称・法人種別	社会福祉法人 養和会
代表者役職・氏名	理事長 笹本 義忠
本部所在地	東京都八丈島八丈町大賀郷 7670-1
電話番号	04996-2-0770

「定款の目的に定めた事業」

1. 第1種社会福祉事業
 - 特別養護老人ホーム 第二八丈老人ホームの設置運営
2. 第2種社会福祉事業
 - ア. 老人デイサービスセンター八丈島高齢者在宅サービスセンターの設置
 - イ. 老人短期入所事業(第二八丈老人ホーム)の設置運営
 - ウ. 八丈町地域包括支援センターの設置経営及び受託運営
 - エ. 訪問介護事業養和会ホームヘルプ事業所の設置運営
3. 公益事業
 - ア. 居宅介護支援事業 養和会指定居宅介護支援事業所の設置運営

〈施設・拠点等〉

介護老人福祉施設	1ヶ所	短期入所生活介護	1ヶ所
通所介護	1ヶ所	訪問介護	1ヶ所
居宅介護支援事業所	1ヶ所		

短期入所介護のご利用にあたり、利用者に対し契約書及び本書面に
基づいて重要事項を説明しました。

説明者氏名

事業者氏名 第二八丈老人ホーム
指定番号 1370300269
指定都道府県名 東京都
住所 東京都八丈島八丈町大賀郷7670-1

代表者名 施設長 三浦 章 印

説明者 氏名 奥山 恵 印

私は、契約書及び書面により、事業者から短期入所生活介護について重要事項の説明を受け
了承しました。

利用者 住所

氏名 _____ 印

代理人 住所

氏名 _____ 印